不利益処分の処分基準

部	課	室 等	名	消防局 予防課 危険物係
不	利益	· 処 分	·名	事故時の応急措置命令
根	拠	法	令	消防法
根	拠	条	項	第16条の3第3項
連	į	絡	先	(電話 656-1193)
処分基準	基	+v =		市長は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、消防法第16条の3第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 消防法第16条の3第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生した、別き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。
	参	考事	事項	
	設定	定等年	月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)